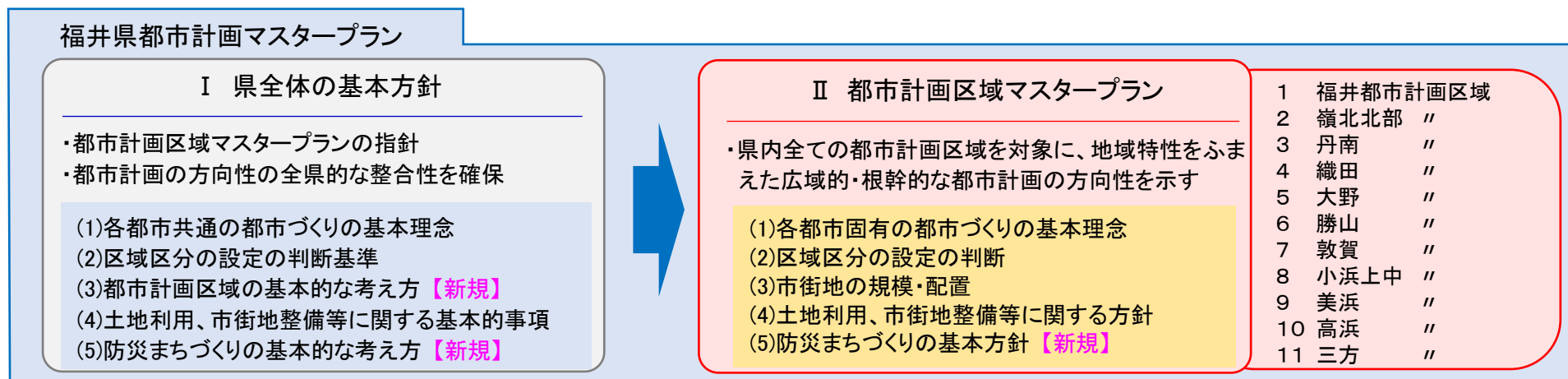


福井県都市計画マスタープラン改定（案）について

1 計画の位置付け・構成等

位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第6条の2に基づき定めるものであり、市町の都市計画マスタープランの上位計画となるもの。 都市を取り巻く社会情勢の変化、都市の課題および地域の資源・特性をふまえ、概ね 20 年後における都市の将来像の実現に向けて、広域的・根幹的な都市計画の基本的な方向性を示すもの。
構成	<ul style="list-style-type: none"> 全県的な指針となる「Ⅰ 県全体の基本方針」、都市計画区域を対象とした「Ⅱ 都市計画区域マスタープラン」で構成。 (R4に改定素案を策定) (R5に改定原案を策定)
目標年次	<ul style="list-style-type: none"> 令和22年(都市づくりの基本理念、その他土地利用等の方針)、令和12年(区域区分の設定の判断、市街地の規模・配置等)



2 「Ⅱ 都市計画区域マスタープラン」改定（案）の要点

(1) 都市づくりの基本理念

- 各都市計画区域における社会情勢の変化、都市の課題を考慮し、「Ⅰ 県全体の基本方針」で定めた基本理念に地域特性を反映して作成。

①持続可能な多極連携型の都市づくり (コンパクト+ネットワーク)	「まとまりとメリハリのある市街地形成」、「地域公共交通ネットワークの強化」等
②高速交通開通を活かす都市づくり	「広域交通結節点での新たな産業拠点の形成」、「都市圏を支える広域・根幹的な都市施設の整備」等
③個性と魅力あふれる都市づくり	「地域資源・特性を活かした土地利用コントロール・市街地整備」、「官民連携による中心市街地の再生」等
④安全・安心に住み続けられる都市づくり	「災害リスクの回避・低減の観点から、ソフト・ハード両面で総合的な防災まちづくりを推進」
①～④に各都市計画区域の土地利用・交通施設の状況・見通し、歴史・文化・自然の特徴、産業特性、災害リスクの分布等の地域特性を反映	

(2) 区域区分の設定の判断（市街化区域、市街化調整区域の区分）

■ 区域区分を設定している福井都市計画区域 ⇒ 区域区分制度の適用を維持

- 世帯数や製造品出荷額等が増加傾向にあること、北陸新幹線や中部縦貫自動車道など高速交通体系の整備等に伴い市街化の圧力が高まると考えられることから、無秩序な市街化を防止するため区域区分制度の適用を維持。

■ 区域区分を設定していないその他の都市計画区域 ⇒ 区域区分制度は適用しない

- 嶺北北部・丹南・敦賀都市計画区域でも、世帯数や製造品出荷額が増加傾向にあること等から市街化の圧力が高まると考えられるが、区域区分を設定した場合、現行の用途地域において市街化調整区域に移行する地区が生じ、社会的影響、これまでの都市づくりへの影響が懸念されることから、特定用途制限地域等の区域区分以外の方法で市街化をコントロール。
- その他の都市計画区域では、市街化の圧力が低いため、区域区分は設定しない。

・ なお、今後、都市計画区域のあり方、区域区分の必要性については、5年毎に検証することを基本とし、必要に応じて見直しを検討。

(3) 市街地の規模・配置※

次の方針に基づき、今後、市街化区域編入、用途地域指定について検討。

■ 「新たな産業拠点形成」…福井・丹南・敦賀・小浜上中都市計画区域

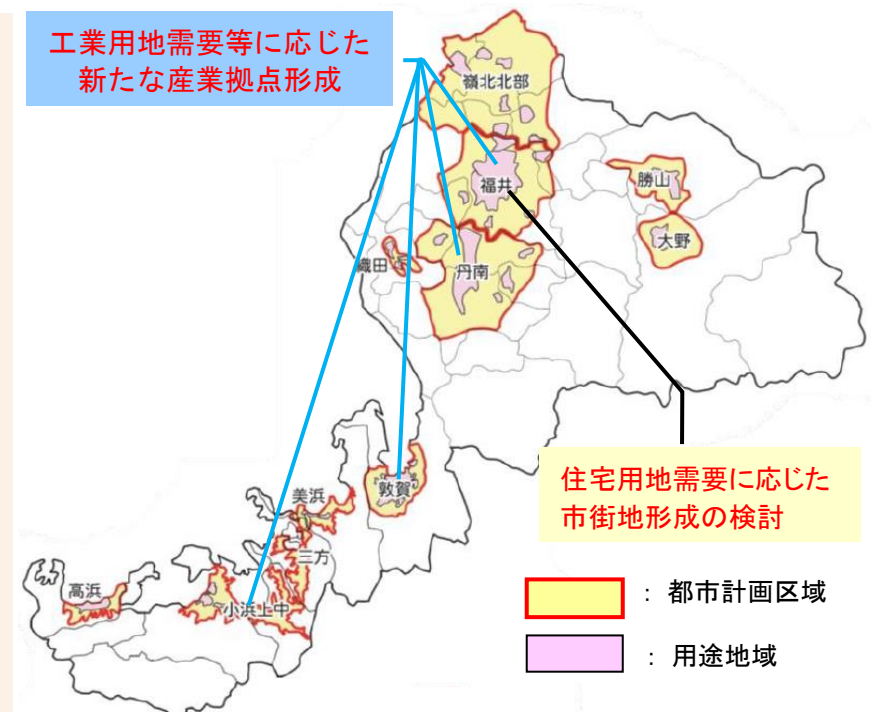
- 産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転が全国的に進みつつある中、製造品出荷額等が増加する見込みであり、工業用地需要等に応じて、広域交通結節点周辺における新たな産業拠点を検討し計画的に形成。

■ 「住宅地需要に応じた市街地形成の検討」…福井都市計画区域

- 市街地の人口、世帯数は増加する見込みであり、住宅用地需要に応じて計画的な市街地形成を検討。

■ 「現在の用途地域を基本とした市街地形成の誘導」…その他の都市計画区域

- 既に10年後の人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また、産業に要する計画的かつ具体的な市街地整備の見通しががないため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導。



※都市計画基礎調査、国勢調査等の各種統計資料より、概ね10年後の市街地(用途地域)の人口、世帯数、都市計画区域の産業の見通しを分析し、市街地の規模を検討。 -2-

(4) 土地利用、市街地整備に関する方針【ポイント】

土地利用

- 「地区計画活用による農村集落の維持・活性化」…福井都市計画区域の市街化調整区域
 - ・ 市街化調整区域は開発を制限すべき区域だが、**農村集落の維持・活性化、良好な居住環境の形成に向けて「地区計画」を活用。**
- 「用途地域外における開発抑制」…区域区分制度を適用しない都市計画区域
 - ・ まとまりのある市街地形成や自然的環境の保全のため、「特定用途制限地域」、「まちづくり条例」等により開発を抑制。
- 「高度利用地区の活用による都市機能の集積」…福井駅周辺等
 - ・ 中心市街地での広域的な都市機能の集積を推進するため「高度利用地区」を活用。
- 「用途の転換・複合化」…各都市計画区域
 - ・ 「工業地域や準工業地域に指定されているが、住宅など他の用途の土地利用が進んでいる地区」、「新たな賑わいの拠点形成していく地区」等では、用途地域を変更（転換または複合化）。

市街地整備

- 「市街地の再構築に向けた市街地開発事業の活用」…各都市計画区域
 - ・ 市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）を活用。
- 「福井駅周辺における市街地再開発事業の推進」…福井都市計画区域
 - ・ 県域での中心的な拠点となる福井駅周辺において、中心市街地の活性化、まちなか回遊の拠点を創出するため、市街地再開発事業を推進。
- 「ゆとりある居住環境の形成や産業の活性化に向けた土地区画整理事業の活用」…各都市計画区域
 - ・ 用途地域内の都市基盤が不十分な地区においては、ゆとりある居住環境の形成や産業の活性化等のため、宅地需要を考慮し、必要に応じて土地区画整理事業を活用。

(5) 防災まちづくりの基本方針【ポイント】

■ 「ハード・ソフト両面の対策により総合的な防災まちづくりの推進」…各都市計画区域

- 都市計画区域内には、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等が広く分布しており、県、市町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から、ハード・ソフト両面の対策により総合的に防災まちづくりを推進。

■ 「災害リスクを考慮した居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し検討」…各都市計画区域

- 災害リスクの回避に向けて、災害リスクの高いエリアを立地適正化計画の居住誘導区域、都市機能誘導区域から除外することを検討。

※ 災害リスクが高いエリア：土砂災害警戒区域等、洪水浸水想定区域で浸水深が3m以上の区域、津波災害警戒区域など

■ 「盛土規制法に基づく規制区域指定の推進」…各都市計画区域

- 盛土規制法に基づき、危険な盛土を包括的に規制する宅地造成等工事規制区域の指定を推進。

【参 考】福井県都市計画マスタープラン改定のスケジュール

「県全体の基本方針」改定案 取りまとめ		
令和4年度	適宜 10月～2月	関係市町 意見交換会、意見照会 第1回～第3回 専門部会
	3月	パブリックコメント募集（県全体の基本方針）
令和5年度	5月	都市計画審議会に中間報告
「都市計画区域マスタープラン」改定原案 取りまとめ		
	適宜 5月～	関係市町 意見交換会、意見照会
	7月～12月	国土交通省、農林水産省との協議
	2月	パブリックコメント募集（都市計画区域マスタープラン、県全体の基本方針）
令和6年度	3月	公聴会
「福井県都市計画マスタープラン」改定		
		改定原案の縦覧 都市計画審議会での審議 国土交通大臣の同意（都市計画区域マスタープランの都市計画決定）

- 専門的な見地から検討するため、都市計画、経済、開発、農業、環境の学識経験者で構成する専門部会を、都市計画審議会に設置。
- 令和4年度に取りまとめた「県全体の基本方針」改定素案をもとに、令和5年度は「都市計画区域マスタープラン」の改定に向けて、これまで専門部会、関係市町との意見交換、国との協議を実施。2月にパブリックコメント募集、3月に公聴会を開催し、県民の意見を反映した上で原案を取りまとめ。